

佐野ら一めん店混雑状況可視化システム構築等業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和4(2022)年12月

栃木県総合政策部デジタル戦略課

1 趣旨・目的

この要領は、佐野ら一めん店混雑状況可視化システム構築等業務を委託するに当たり、最も適確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

佐野ら一めん店混雑状況可視化システム構築等業務

(2) 業務内容

別紙「佐野ら一めん店混雑状況可視化システム構築等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日（令和4(2022)年12月下旬を予定している。）から令和5(2023)年3月31日（金）まで

(4) 委託料限度額

9,922,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

栃木県総合政策部デジタル戦略課

電話 028-623-2824 FAX 028-623-2216 電子メール dx@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

佐野ら一めん店混雑状況可視化システム構築等業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、民間企業、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に基づく特定非営利活動法人）、その他法人または、法人以外の団体等で、県からの委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものとし、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは、第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
- (5) 国、都道府県又は市区町村が発注した類似業務を受注し、履行が完了した実績があり、確実に履行できる者であること。
- (6) 県税の全項目（地方消費税含む）に加え、法人は法人税及び消費税に、個人は申告所得税及び消費税に未納がないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和4(2022)年12月12日(月)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和4(2022)年12月14日(水) 午後3時必着
ウ 質問に対する回答	令和4(2022)年12月15日(木)
エ 参加表明書の提出期限	令和4(2022)年12月19日(月) 午後3時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和4(2022)年12月22日(木) 午後3時必着
カ 接続テスト	令和4(2022)年12月23日(金)
キ プレゼンテーション(オンライン・予定)	令和4(2022)年12月26日(月)
ク プロポーザル審査実施	令和4(2022)年12月26日(月)
ケ 選定結果の通知・公表	令和4(2022)年12月27日(火)

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和4(2022)年12月12日(月)～同年12月16日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。)

イ 配布書類

- (ア) 実施要領(本要領)
- (イ) 別記様式1 参加表明書
- (ウ) 別記様式2 確認書
- (エ) 別記様式3 類似業務実績確認書
- (オ) 別記様式4 企画提案書
- (カ) 仕様書
- (キ) 評価基準

ウ 配布場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募(業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※ URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、以下のア及び

イにより質問書（様式任意）を作成し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期間 : 公募開始～令和4(2022)年12月14日(水)午後3時必着

イ 質疑方法 : ・電子メールにより、上記2(5)の担当所属に提出すること。

・質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。

・質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

ウ 回答期日 : 令和4(2022)年12月15日(木)までに回答を予定している。

エ 回答方法 : 回答は栃木県ホームページ(上記4(2)ウのURL)に掲載する。

なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のア～オにより提出書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類 : (ア) 参加表明書(別記様式1)

(イ) 確認書(別記様式2)

(ウ) 類似業務実績確認書(別記様式3)

イ 提出期限 : 令和4(2022)年12月19日(月)午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所 : 上記2(5)の担当所属

エ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時まで(12月19日は午後3時まで))又は郵送(書留郵便に限る。)

※ 郵送の場合は、到着の確認のため電話により連絡すること。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和4(2022)年12月22日(木)15時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

オ 参加資格の確認について

参加表明書を提出した者に対して参加資格を確認し、その結果を通知する。参加資格を得た者のみが企画提案書を提出することができる。

ただし、上記4(1)オの企画提案書の提出期限までに参加資格の要件に該当しなくなった者は、参加資格を失い、契約の相手方の候補者(以下「契約候補者」という。)を選定する対象者としなない。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等が必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリング実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（10分以内）をオンラインにて実施する。時間、参加方法等については、別途通知する。

なお、提案者が4者を超えるときは、企画提案書による1次審査を行い、上位4者のみをプレゼンテーション、ヒアリング、審査及び候補者を選定する対象とする。1次審査において各選定委員の評点合計の平均が50点未満の企画提案者は選定しない。したがって、当該企画提案者のプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約候補者として選定する。

イ アに該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。

ウ イに該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった企画提案者を契約候補者とする。

エ ア、イ及びウに関わらず、総合点が50点未満の場合は、契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（上記4(2)イのURL）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払とする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。